

	(頁)
第27回定時株主総会招集ご通知	1

次

1. 総株主の議決権の数202. 議案及び参考事項20

〔添付書類〕	
営業報告書	2
1. 営業の概況	2
(1)営業の経過及び成果	2
(2)設備投資の状況及び資金調達の状況	4
(3)会社が対処すべき課題	4
(4)営業成績及び財産の状況の推移	5
2. 会社の概況	6
(1)主要な事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(2)主要な事業所及び店舗・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(3)株式の状況	7
(4)自己株式の取得、処分等及び保有	8
(0) (0)	8
(6)主要な借入先	8
(7)企業結合の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

〔議決権の行使についての参考書類〕

株主の皆さまへ

大阪府吹田市豊津町9番1号

株式会社ローソン

代表取締役社長執行役員 藤原謙次

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、平成14年5月28日までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成14年5月29日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目2番1号 メルパルクホール (大阪郵便貯金ホール)

(会場へは末尾の「ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項 第27期(平成13年3月1日から平成14年2月28日まで)営業報告書、貸借対照表及 び掲益計算書の内容報告の件

決議事項

第1号議案 第27期利益処分案承認の件

第2号議案 自己株式取得の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(20頁) に記載のとおりであります。

第3号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(20頁から23頁まで)に 記載のとおりであります。

第4号議案 取締役8名選任の件

第5号議案 監査役1名選任の件

第6号議案 当社の取締役、執行役員及び管理職の地位にある使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(27頁から28頁まで)に 記載のとおりであります。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、多少お早目にご来場いただきますようお願い申し上げます。

営 業 報 告 書

(平成13年3月1日から) 平成14年2月28日まで)

1. 営業の概況

(1) 営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、IT不況の影響による輸出や設備投資の減少に加え、株式市場の低迷や失業率の上昇などによる先行き不安感から個人消費も低迷を続けるなど、一段と景気の後退色が強まりました。

小売業界におきましては、一部の高額品の販売が好調であったものの、日用品・生活必需品を中心として消費者の低価格志向が進み、全体として売上高が伸び悩むなど厳しい経営環境となりました。

このような状況の中で当社は、「Simple」「Speedy」「Sendo(鮮度)」をスローガンに、質を重視した店舗開発、商品アソート力の強化とエリア特性のある商品開発、QSC(クオリティ・サービス・クリーンリネス)基本業務の徹底によるレベルの高い売場の実現に努めてまいりました。また、e ビジネスのインフラ機能をさらに高め、業界唯一のナショナルチェーンとしての競争優位性を最大限に発揮することに努めてまいりました。

商品面につきましては、協同組合フレッシュフーズサプライや協力メーカーとのパートナーマーチャンダイジングによって、商品開発力の強化を図ってまいりました。特にファスト・フードにつきましては「安心・安全・美味・健康」な商品づくりに取り組み、オーガニック小麦使用のベーカリーシリーズなどを発売いたしました。また、当社ブランド飲料のリニューアルを行い「ローソン玉露入り一番茶 PET」などを発売し飲料部門の強化を図りました。さらに、メーカーとのタイアップにより、ベーカリー「スペシャルスィートセレクション」シリーズ、化粧品「化粧惑星 ドライゾーンバリア」などのローソン限定商品や、各地の特色を活かした地域限定オリジナル商品の開発にも取り組んでまいりました。また、物流面では、加工食品などの商品配送センターの集約及び機能の見直しを行い、物流経路の短縮やセンター施設共有化によるコスト削減を図るため、DDC(ドライ・ディストリビューション・センター)を全国に 13_{τ} 所新設いたしました。

販売促進活動につきましては、「新型ありがとうsale」などのプロモーションを継続的に行った結果、390円弁当や80円おにぎりなどを低価格で質の良い商品としてご好評いただき、客数の増加に貢献いたしましたが、客単価が低下したことにより、既存店の販売高増加に寄与することはできませんでした。

サービス面につきましては、公共料金等の収納代行の取扱社数が198社となり、年間取扱件数9千2百万件、取扱金額7千4百億円まで拡大いたしました。また、マルチメディア端末「Loppi(ロッピー)」では、クレジットやキャッシング返済を24時間受付ける「随時返済サービス」などの各種申込・代金収納サービスの拡充を図ってまいりました。金融サービスでは「デビットカード」サービスやクレジットカードなどの決済サービスに加え、平成13年10月よりATM(現金自動預入支払機)の本格導入を開始し、期末日現在で8都道府県(北海道、青森県、長野県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、長崎県)において1,922店に設置を完了いたしました。さらに、平成14年2月に株式会社ローソン・シーエス・カードを設立し、全国に広がる店舗網や「Loppi」などのインフラを基盤に、カード会員に対する各種サービスの提供を目指してまいります。

e ビジネスの取り組みにつきましては、平成13年5月にiモード公式サイト「iLAWSON」を開設し、店頭端末「Loppi」、インターネットサイト「@LAWSON」の3つのチャネルを効果的に連動

させた独自のビジネスモデルの確立を図ってまいりました。これらのチャネルを活用して、女性用インナーウェアや基礎化粧品の取扱い、「三鷹の森ジブリ美術館」入場券や関連グッズの独占販売、アニメーション映画「千と千尋の神隠し」「モンスターズ・インク」とのタイアップ企画など話題性のある商品提供を行い、来店頻度の向上及び新規顧客の獲得に努めてまいりました。

当期の商品別チェーン全店売上高は次のとおりであります。

商品別	売 上 高	構成比	前 期 比
加工食品	581, 743 ^{百万円}	45.3 %	103.6 %
ファスト・フード	356, 219	27.8	98. 3
日 配 食 品	90, 829	7. 1	100.5
非 食 品	253, 576	19.8	97.1
合 計	1, 282, 369	100.0	100.5

店舗展開につきましては、質を最優先した出店に努めるとともにドミナント化を推進し、また、低日販店の立地移転・閉鎖や直営店のフランチャイズ店への切替えについても積極的に進めてまいりました。その結果、当期は新規出店数が601店、立地移転を含む閉鎖店数が550店、期末日現在店舗数は7,734店となり、新たに青森県、茨城県、栃木県、徳島県において100店舗体制を達成いたしました。しかし、「量から質への転換」という方針のもとに新店日販の向上を最優先の課題として取り組んだこともあり、店舗数の増加は51店に留まりました。

環境保全・社会貢献活動につきましては、「事業活動と環境との調和、人間と自然との共生」という基本理念のもと、全店舗に設置の募金箱「ローソン緑の募金」をはじめとした緑化支援活動を推進してまいりました。また、使用済ペットボトルを原料とした再生・再利用が可能な新ユニフォームを全国のローソン店舗に導入するなど、ISO14001認証取得企業として、省資源、省エネルギーに対する取り組みを積極的に行ってまいりました。

財務活動につきましては、平成13年8月に自己株式7,300千株の買入消却を実施するなど、株主資本利益率や1株当たり利益の向上を図ってまいりました。また、財務諸表の透明性を高めるため、「土地の再評価に関する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額に係る税金相当額を控除した84億7百万円を再評価差額金として資本の部に計上いたしました。

これらの結果、当期の業績につきましては、チェーン全店売上高は 1 兆2,823億6千9百万円(前期比0.5%増)となりました。経常利益は、既存店売上高の前年割れや新規出店ペースの遅れ、コスト削減不足などにより前期より35億6千6百万円減少し358億9千8百万円(前期比9.0%減)となりましたが、当期利益は特別利益の計上などもあり167億1千4百万円(前期比3.3%増)となりました。

当社はこのような厳しい業績を踏まえ、激しく変化する消費環境に機敏に対応するため、スピードのある意思決定と実行力を備えた体制を構築することを目的として、平成14年1月に取締役会の改革と執行役員制度の導入及び組織・人事の大幅な刷新を行いました。

(2) 設備投資の状況及び資金調達の状況

		内	l			容			金
店			舗		新	:		設	12 , 116 ^{百万円}
既		存	店		改	装	ē	等	8, 863
敷		金	•		保	誼	E	金	9, 436
情	報	シ	ス	テ	ム	の	拡	充	8, 733
		合				計			39, 149

当期中に実施いたしました設備投資などの所要資金は、すべて自己資金を充当しております。

(3) 会社が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界的なIT関連の在庫調整の進展などにより輸出に下げ止まりの 兆しが見られるものの、引き続き企業収益の悪化や失業率の増大等が懸念され、依然として厳しい 状態が続くものと予想されます。また、小売業界におきましては、雇用・所得環境の厳しさから個 人消費の回復の期待は薄く、業種業態を超えた競争はますます激しくなるものと思われます。

このような状況の中で当社は、新しい組織体制のもと「CSファースト(顧客満足第一)」を実現し収益力を回復させるために、すべての判断基準をお客さま満足最優先に置き経営資源を集中投入してまいります。具体的には、米飯など重点商品に焦点をあてた商品開発力の強化や現場第一線への資源の投入により指導力を強化し、営業力の回復を目指してまいります。また、ATMやカード事業などの新規事業展開によりお客さまのニーズの変化に対応した新サービスの導入を積極的に行ってまいります。

さらに、これらの営業施策の実行に加え、間接コスト及び商品・物流コストの削減を行うととも に直営不採算店の閉鎖を推し進め、収益構造の改善に努めてまいります。

そして、お客さまの生活を「楽しく」「明るく」「元気」にしていく「マチのほっとステーション」の実現を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し 上げます。

(4) 営業成績及び財産の状況の推移

区	期 別		第 24 期 (平成10年度)	第 25 期 (平成11年度)	第 26 期 (平成12年度)	第 27 期 (平成13年度)
チ	ェーン全店	売上高(百万円)	1, 157, 180	1, 221, 205	1, 275, 358	1, 282, 369
営	業収	益(百万円)	284, 781	280, 418	274, 839	249, 050
経	常利	益(百万円)	32, 064	38, 037	39, 465	35, 898
当	期 利	益(百万円)	13, 739	15, 355	16, 172	16, 714
1	株当たり	当期利益	6, 548円73銭	7,319円21銭	145円87銭	150円87銭
総	資	産(百万円)	404, 164	337, 955	384, 994	338, 518
純	資	資 産(百万円)		97, 280	179, 601	151, 333
1	株当た	り 純 資 産	40,099円	46, 368円	1,563円	1,406円

- (注) 1. 「1株当たり当期利益」は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、平成12年4月14日付で、株式分割(500円額面普通株式1株を50円額面普通株式50株に分割)を、また平成12年7月25日を払込期日とする10,000千株の公募増資を実施しているため、第26期の「1株当たり当期利益」は、期首に株式分割があったものとみなし、公募増資分を日割で調整して算出した期中平均発行済株式総数(110,872,603株)にて算出しております。
 - 2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 - 3. 「1株当たり当期利益」及び「1株当たり純資産」は、自己株式を控除して算出しております。
 - 4. 第25期の「総資産」の減少は、主に借入金の約定返済に加え、長期借入金の繰上返済を行ったことによるものであります。
 - 5. 第26期の「純資産」の増加は、主に公募増資によるものであります。
 - 6. 第27期の状況につきましては、前記「(1)営業の経過及び成果 | に記載のとおりであります。

2 会 社 の 概 況 (平成14年 2 月28日現在)

(1) 主要な事業の内容

当社は、主としてフランチャイズシステムによるコンビニエンスストアの経営に関する技術援助、 指導、研究、研修、広告宣伝などを行い、加盟店よりチャージ収入を得ております。また加盟店と 同様に直営店においても食料品、雑貨、ファスト・フードなどの小売業を営んでおります。

(2) 主要な事業所及び店舗

① 本 店 大阪府吹田市豊津町9番1号

② 主な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地			
東 京 本 社	東 京 都 港 区	中部ディビジョン	名古屋市中村区			
北海道ディビジョン	札 幌 市 北 区	近畿第1ディビジョン	京都市中京区			
東北ディビジョン	仙台市宮城野区	近畿第2ディビジョン	大 阪 府 吹 田 市			
関東第1ディビジョン	埼 玉 県 所 沢 市	近畿第3ディビジョン	神 戸 市 中 央 区			
関東第2ディビジョン	東京都品川区	中四国ディビジョン	岡山県岡山市			
関東第3ディビジョン	横浜市神奈川区	九州ディビジョン	福岡市博多区			

(注) 上記の他にディストリクト・オフィス及び管理センターを128ヶ所に有しております。

③ 店 舗

	地 均	戉	店舗数	地 域		店舗 数	j	也 均	Ç	店舗 数	
北	海	道	476	石	Ш	県	62	岡	山	県	114
青	森	県	101	福	井	県	67	広	島	県	125
岩	手	県	94	山	梨	県	64	山	П	県	108
宮	城	県	174	長	野	県	147	徳	島	県	101
秋	田	県	91	岐	阜	県	79	香	Ш	県	97
山	形	県	60	静	岡	県	171	愛	媛	県	119
福	島	県	113	愛	知	県	327	高	知	県	40
茨	城	県	100	三	重	県	65	福	岡	県	271
栃	木	県	100	滋	賀	県	107	佐	賀	県	53
群	馬	県	67	京	都	府	178	長	崎	県	77
埼	玉	県	266	大	阪	府	841	熊	本	県	79
千	葉	県	256	兵	庫	県	457	大	分	県	97
東	京	都	708	奈	良	県	116	宮	崎	県	77
神	奈 川	県	456	和	歌山	県	103	鹿	児 島	県	107
新	潟	県	113	鳥	取	県	52	沖	縄	県	110
富	山	県	93	島	根	県	55	合		計	7, 734

(3) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数

412,300,000株

- (注) 1. 平成13年5月24日開催の定時株主総会において、次のとおり定款の変更を行いました。 当会社の発行する株式の総数は419,600,000株とし、その株式は、すべて額面株式とする。 ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。
 - 2. 平成13年8月10日付で利益による自己株式の消却を行ったため、7,300,000株減少いたしました。

② 発行済株式の総数

107,600,000株

(注) 当期中の減少

利益による自己株式の消却

7,300,000株

③ 株 主 数

58,370名

④ 大 株 主

株	主	Ŕ	í	当社への出う 持 株 数 (持	,,,,,,	当社の大株主への 持 株 数 (持	, ,, ,, ,, ,,
株式会社エム・シ	ー・リテーノ	レインベ	ストメント	32, 089 ^{千株}	(29.8%)	千株	(-%)
丸紅フーズイン	ンベスト	メント	株式会社	5, 939	(5.5)	_	(-)
日本トラスティ・サ	ービス信託錐	没行株式会	会社(信託口)	5, 754	(5.3)	_	(-)
任 天 堂	株	式	会 社	3, 447	(3.2)	_	(-)
包括信託受託者	中央三井信	言託銀行	方株式会社	3, 219	(3.0)	_	(-)
UFJ信 託 銀	行株式会	社 (信	託勘定A口)	2, 754	(2.6)	_	(-)
三 菱 信 託 釿	艮 行 株	式 会	社(信託口)	2, 577	(2.4)	_	(-)

- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
 - 2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、包括信託受託者中央三井信託銀行株式会社、UFJ信託銀行株式会社及び三菱信託銀行株式会社の持株数はすべて信託業務に係るものであります。

(4) 自己株式の取得、処分等及び保有

① 取 得 株 式

利益による消却のための取得

普 通 株 式

7,300,000株

取得価額の総額

34,675,000,000円

単元未満株式(単位未満株式を含む)の買取りによる取得

普通株式

171株

取得価額の総額

673,562円

② 失効手続をした株式

普 涌 株 式

7,300,000株

③ 決算期における保有株式

普 通 株 式

171株

(5) 従業員の状況

	従	業	員	数	(前期	月末比増減)	平	均	年	齢	平	均勤	続组	F 数	
ſ			3, 5	48名	(385名減)			36.0	ł			10.04	Ŧ.	

- (注) 1. 上記のほかにパートタイマー4,783名(1日8時間換算による期中平均人員)を雇用しております。
 - 2. 従業員数には社外への出向者118名を含んでおりません。
 - 3. 従業員数が前期末に比べ減少したのは、早期退職募集の応募などによるものであります。

(6) 主要な借入先

借入先名	借入金残高	借入先が所有する当社の株式 持 株 数 (持株比率)
株式会社 U F J 銀 行	百万円 800	1,149 千株 (1.1 %)
中央三井信託銀行株式会社	405	- (-)
株式会社 三 井 住 友 銀 行	400	574 (0.5)
株式会社 富 士 銀 行	400	574 (0.5)

- (注) 1. 株式会社東海銀行と株式会社三和銀行が合併し、平成14年1月15日付で株式会社UFJ銀行となりました。
 - 2. 株式会社住友銀行は、株式会社さくら銀行と合併し、平成13年4月1日付で株式会社三井住友銀行となりました。
 - 3. 株式会社富士銀行は、平成14年4月1日付で株式会社第一勧業銀行、日本興業銀行株式会社と分割・合併し、当社の借入先は株式会社みずほコーポレート銀行となっております。

(7) 企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権の所有割合	主要な事業内容
株式会社ローソンチケット	1,700 百万円	88.9	チケット販売業
上海華聯罗森有限公司	165, 899	70. 0	コンビニエンスストア事業
株 式 会 社 ロ ー ソ ン ・ エイティエム・ネットワークス	3,000 百万円	65. 0	金融サービス関連事業
株式会社アイ・コンビニエンス	2,000 百万円	51.0 %	電 子 商 取 引 事 業
株式会社ローソン・イープランニング	百万円 98	51.0	電子商取引コンサルティング業

② その他の重要な企業結合の状況

名 称	資 本 金	議決権の所有割合		主	要な	事	業内	了容	
株 式 会 社 ロ ー ソ ン ・ シ ー エ ス ・ カ ー ド	400 ^{百万円}	50.0	クレ	, ジ	ツ	トカ	, –	ド事	業
株式会社イーコンテクスト	709 百万円	44. 5	電	子	商	取	引	事	業

③ 企業結合の経過

- 1. 金融サービス事業推進のため、平成13年5月に株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスを、平成14年2月に株式会社ローソン・シーエス・カードを設立いたしました。
- 2. 株式会社イーコンテクストは、平成13年5月及び平成14年2月に株主割当増資、平成13年11月に第三者割当増資を行い、資本金が309百万円増加いたしました。

④ 企業結合の成果

連結対象子会社は上記の重要な子会社5社であり、持分法適用会社は2社であります。 当期の連結業績は次のとおりであります。

(表示単位未満四捨五入)

営 業 収 益(前期比)	経常利益(前期比)	当期純利益(前期比)
256, 116百万円(91. 4%)	35, 207百万円(89. 1%)	16, 123百万円(98. 5%)

⑤ 重要な業務提携

三菱商事株式会社は、当社の発行済株式総数の30.1%を間接所有しており、当社は同社を最重要な戦略的パートナーと位置づけ、既存ビジネスの強化や新規事業の展開等をカバーする広範囲な業務提携契約を締結しております。

(8) 取締役及び監査役

地	位			氏	名		担当または主な職業
代 表 取	締 役 会	長	和	田	耕	次	海外事業担当
代表取締役	社長執行役	:員	藤	原	謙	次	営業統括担当
取締役専	務執行役	員	針	谷	吉	典	経企・財務・経理担当 兼 経営企画室長
取締役専	務執行役	員	青	木	輝	夫	システム・事業開発担当 兼 事業開発本部長
取締役常	務執行役	員	田	邊	栄	_	経企・財務・経理副担当 兼 財務企画室長
取	締	役	田	坂	広	志	多摩大学•大学院教授
常勤	監 査	役	児	島	政	明	
常勤	監 査	役	鈴	木	貞	夫	
監	査	役	地 頭	所	五.	男	流通科学大学商学部教授
監	查	役	真	囲	佳	幸	三菱商事株式会社新機能事業グループコントロ ーラー

- (注) 1. 常勤監査役 児島 政明、監査役 地頭所 五男、同 真田 佳幸の 3 氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第 1 項に定める社外監査役であります。
 - 2. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
 - (1) 平成13年3月1日付 取締役の地位の異動(括弧内は異動前)

代表取締役副社長 和 田 耕 次(専務取締役) 常 務 取 締 役 青 木 輝 夫(取締役)

(2) 平成13年 5 月24日開催の第26回定時株主総会及び取締役会並びに監査役の互選による異動

就任 常務取締役 長谷川 進 締 役 邊 取 \mathbf{H} 義 取 締 役 井 光 児 勤監 杳 役 島 政 明 幸 杳. 役 真 田佳 夫 退任 常 勤監 杳 役 敬 志 監 小 松 啓 辞任 査 役

- (3) 平成13年12月18日開催の取締役会において、取締役会の改革及び執行役員制度の導入を決議し、次のとおり異動を決定いたしました。これは、経営の戦略的意思決定機能・業務執行監督機能と業務執行機能とを分離し、意思決定と業務執行の質とスピードを上げ企業価値向上を目指すものであります。
 - ① 平成13年12月31日付 辞任

代表取締役会長 松 岡 雄 関 孝 専務取締役 П 夫誠 取締 役 遠 藤 常 締 務 取 役 髙 Ш 務取締 常 役 *長谷川 進 取 締 役 + \square Ш 取 締 役 \parallel 﨑 彦 取 締 役 H 滋 *清 締 役 取 *奥 \mathbf{H} 郎 役 締 取 小 島 取 締 役 谷 俊 司 締 取 役 *篠 临 良 夫 締 役 井 義 光 取 *_. 取 締 役 *落 合 勇

*印の各氏は、平成14年1月1日付で執行役員に就任しております。

② 平成14年1月1日付 取締役の地位の異動(括弧内は異動前)

代表取締役会長 和田耕 次 (代表取締役副社長) 代表取締役社長執行役員 藤原 謙 次 (代表取締役社長) 吉 典 (常務取締役) 取締役専務執行役員 針 谷 取締役専務執行役員 木 輝 夫 (常務取締役) 取締役常務執行役員 田 邊 栄 一(取締役)

3 平成14年1月1日付で執行役員制度を導入いたしました。

執行役員は次のとおりであります。 社長執行役員 藤原謙 執行役員 H 執行役員 落 専務執行役員 針 谷 合 篠鈴 執行役員 临 専務執行役員 書 木 糏 夫 清 執行役員 常務執行役員 田邊 木 常務執行役員 中島純 巾 執行役員 定 常務執行役員 長谷川 進 行 役 員 正 Ш 常務執行役員 彦 行 役 員 村 山崎 学 山川健次 執行役員 執行役員 浅 野 執行役員 清田 滋 執行役員 井 光

4. 針谷吉典は、平成14年3月6日付で、取締役専務執行役員から取締役となり、平成14年3月31日付で、 取締役を辞任いたしました。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

当社は独自にカード事業展開を進めることとなり株式会社ダイエーオーエムシーの株式を保有する意義が薄れたため、資産効率向上の観点から、当社が保有する同社株式21,507,000株及び当社が中央三井信託銀行株式会社を受託者として設定する包括信託勘定内で保有する同社株式7,000,000株を、平成14年3月1日に売却いたしました。この売却に伴い投資有価証券売却益5,763百万円及び信託財産処分損1,981百万円が発生いたしました。

本営業報告書中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切捨て(「2.会社の概況」の「(7)企業結合の状況④企業結合の成果」を除く)、比率については四捨五入としております。

貸 借 対 照 表 (平成14年2月28日現在)

(単位:百万円)

資 産	の部	負 債 及 び 資	本の部
科 目	金 額	科目	金額
(資産の部)	(338, 518)	(負債の部)	(187, 184)
流動資産	122, 359	流動負債	127, 219
	金 54,441	買 掛 金	62, 112
	定 6,026	加 盟 店 借 勘 定	4, 902
	券 40,038	1年内に返済予定の長期借入金	3, 140
	品 1,987	未 払 金	17, 084
	用 4,252	未 払 法 人 税 等	10, 533
	金 12,802	未 払 費 用	1,683
	産 1,850	預 り 金	25, 398
	也 1,000	賞 与 引 当 金	2, 185
	金 △ 39	その他	179
固定資産	216, 159	固定負債	59, 965
有形固定資産	76, 104	退職給付引当金	2, 994
I i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	物 40,352	役員退職慰労引当金	300
	物 7,530	預 り 保 証 金	56, 671
	品 21,517	//m ± 0 ±m)	(454,000)
	也 6,535	(資本の部)	(151, 333)
	主 167	資本金	58, 506
無形固定資産	12, 535	法定準備金	42, 247
	権 5 権 70	資本準備金利益準備金	41, 520
			727 △ 8, 407
	権 276 権 31	再 評 価 差 額 金 剰 余 金	56, 665
	作 ア 6,252	光	30,000
ソフトウェア仮勘:		別途積立金	30,000
	也 2	当期未処分利益	26, 665
投資等	127, 519	(うち当期利益)	(16, 714)
	券 8,672	その他有価証券評価差額金	2, 321
	式 6,050	自己株式	△ 0
	金 92		
	金 5,970		
	用 1,648		
	金 91,164		
	産 8,059		
再評価に係る繰延税金資			
	也 745		
	金 △ 972		
合 計	338, 518	合 計	338, 518

損益計算書

(平成13年3月1日から) 平成14年2月28日まで)

(単位:百万円)

	科目		金	額
	(経常損益の部)			
営 業				
営	業 収 益			
	売 上	高	98, 836	
	加盟店からの収	入	141, 559	
	その他の営業収	入	8, 654	249, 050
営	業費用			
	売 上 原	価	72, 912	
	販売費及び一般管理	費	139, 203	212, 116
営	業利	益		36, 934
営業	外損益の部			
営	業 外 収 益		154	
	受取利息及び配当	金	471	
	ح ما الله الله الله الله الله الله الله ا	他	795	1, 267
営	業 外 費 用	ė.	F11	
	支 払 利 そ の	息	511	0.000
477		他	1, 791	2, 303
経	常利	益		35, 898
特	(特別損益の部) 別利益			
1उ	退職給付信託設定	益	3, 857	
	投資有価証券売却	益	21	3, 878
特	別損失	IIII.	21	0,010
10	固定資産除却	損	5, 999	
	固定資産売却	損	1, 140	
	割 増 退 職	金	2, 685	
	投資有価証券売却	損	105	9, 930
税	引前当期利	益		29, 846
-	法人税、住民税及び事業		13, 189	,
	法 人 税 等 調 整	額	△ 57	13, 132
当	期利	益		16, 714
前	期 繰 越 利	益		46, 778
利	益による自己株式消却	額		34, 675
中	間 配 当	額		2, 151
当	期 未 処 分 利	益		26, 665

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……… 償却原価法 (定額法)

その他有価証券

時価のあるもの…………期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処

理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…… 移動平均法による原価法

子会社株式及び関連会社株式…… 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…… 定率法

なお、主な耐用年数は、建物10年~50年、工具器具備品 2 年~20年であり

ます。

無形固定資産…… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への

換算基準………外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算

差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…………従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しておりま

9 0

退職給付引当金…… 従業員への退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金

資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しております。会計基準変更時差異(125百万円)については、当期に一括して営業外費用として処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌期から費用処理することとしております。また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法

により、当期から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金………… 役員への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額の

100%を計上しております。

なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。

6. リース取引の処理方法…………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナン

ス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処

理によっております。

7. 消費税等の会計処理………税抜方式

(追加情報)

1. 退職給付会計

当期から退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10 年6月16日))を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、退職給付費用が131 百万円減少し、経営利益及び税引前当期利益は131百万円増加しております。なお、当社が保有する株式・現金 について退職給付信託への拠出を行っており、これに伴う退職給付信託設定益(3,857百万円)を特別利益とし て処理しております。また、期首時点の退職給与引当金及び企業年金制度の年金過去勤務費用未払金は、退職給 付引当金に含めて表示しております。

2. 金融商品会計

当期から金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11 年1月22日)) を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は174百万 円減少し、税引前当期利益は504百万円増加しております。また、期首時点で保有する有価証券の保有目的を検 討し、満期保有目的の債券及びその他有価証券に含まれている債券のうち一年内に満期の到来するものは流動資 産の有価証券として、それら以外は投資有価証券として表示しております。これらによる有価証券及び投資有価 証券の増減はありません。

3. 外貨建取引等会計処理基準

当期から改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計案 議会 平成11年10月22日)) を適用しております。この変更に伴う捐益への影響はありません。

(貸借対照表の注記)

1. 子会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	208百万円
短期金銭債務	2,046百万円
長期金銭債務	22百万円
計額	90,896百万円

- 2 有形固定資産の減価償却累計額
- 3. リース契約により使用する重要な固定資産
- リース契約により使用している重要な固定資産として、店舗用器具備品があります。 4. 重要な外貨建資産

子会社株式 116,132千元(1,536百万円)

5 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	77 1 710 (
投資有価証券評価	損	2,753百万円
土 地 評 価	損	1,168百万円
未 払 事 業 税	等	1,222百万円
退職給付引当	金	5,461百万円
そ の	他	2,608百万円
繰延税金資産合	計	13,213百万円
退職給付信託設定	益	1,619百万円
その他有価証券評価差	額	1,681百万円
そ の	他	2百万円
繰延税金負債合	計	3,303百万円
繰延税金資産の純	額	9,909百万円

6. 退職給付関係

採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

退職給付債務に関する事項

1	退職給付債務	△21,707百万円
	年金資産	14,226百万円
<i>/</i> \	未積立退職給付債務(イ+ロ)	△ 7,481百万円
=	未認識過去勤務債務	△ 1,060百万円
朩	未認識数理計算上の差異	5,548百万円
\wedge	退職給付引当金(ハ+ニ+ホ)	△ 2,994百万円

- (注) 1. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。
 - 2. 未認識数理計算上の差異のうち1,981百万円については、翌期において信託財産処分損として費用処理する予定であります。

退職給付費用に関する事項

イ	勤務費用	2,075百万円
	利息費用	548百万円
<i>/</i> \	期待運用収益	△ 213百万円
=	会計処理基準変更時差異費用処理額	125百万円
朩	割増退職金	2,685百万円
\wedge	退職給付費用	5,221百万円

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 割引率

2.0%及び2.5%

口 期待運用収益率

4.5%

ハ 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

- (注) 当期末において当社は、割引率を3.0%から、厚生年金基金制度については2.5%、退職一時金制度については2.0%に変更しております。
- 7. 旧商法第280条ノ19第1項に規定する取締役及び使用人に付与している新株引受権の内容

対象となる株式の種類 普通株式 対象となる株式の総数 1,416千株

新株の発行価格(行使価格) 1 株につき7,500円 権 利 行 使 期 間 平成14年5月27日から 平成19年5月25日まで

8. 事業用土地の再評価に関する事項

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づき合理的な調整を行った価額及び同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年2月28日

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額

21,031百万円 6,535百万円

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額

9. 配 当 制 限

有価証券の時価評価により、純資産額が2,321百万円増加しております。なお、当該金額は商法第290条第1項第6号の規定により、配当に充当することが制限されております。

10. 1株当たり当期利益

150円87銭

(損益計算書の注記)

子会社との取引

営業取引以外の取引高

2,424百万円 1百万円

(記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。)

利 益 処 分 案

(単位:円)

 当期未処分利益
 26,665,908,828

 これを次のとおり処分いたします。

 利益配(1株につき 21円)
 金
 2,259,596,409

 次期繰越利益
 24,406,312,419

(注) 平成13年11月15日に、2,151,998,580円(1株につき20円)の中間配当を実施いたしました。

会計監査人の監査報告書 謄本

監査報告書

平成14年4月10日

株式会社ローソン

代表取締役社長執行役員 藤 原 謙 次 殿

監査法人 トーマツ

 代表社員 関与社員
 公認会計士
 喜
 多
 悟
 印

 代表社員 関与社員
 公認会計士
 山
 田
 信
 一
 印

 関与社員
 公認会計士
 原
 田
 誠
 司
 印

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、株式会社ローソンの平成13年3月1日から平成14年2月28日までの第27期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書のうち会計に関する部分及び利益処分案並びに附属明細書のうち会計に関する部分について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計に関する部分は、会計帳簿の記録に基づいて記載されている事項である。

この監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき 監査手続を実施した。なお、この監査手続は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査 手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示している。
- (2) 営業報告書のうち会計に関する部分は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示している。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合している。
- (4) 附属明細書のうち会計に関する部分については、商法の規定により指摘すべき事項はない。

なお、営業報告書に記載されている株式の売却に関する後発事象は、次期以後の会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成13年3月1日から平成14年2月28日までの第27期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求め、また、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会 社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は 認められません。

(6) 子会社の調査の結果、取締役の職務遂行に関して指摘すべき事項は認められません。 平成14年4月15日

株式会社ローソン監査役会

常勤監查役 児島 政明 ⑩

常勤監查役 鈴 木 貞 夫 印

監查 役 地頭所 五 男 印

監查役 真 田 佳 幸 ⑩

- (注) 1. 常勤監査役 児島 政明、監査役 地頭所 五男、同 真田 佳幸は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
 - 2. 常勤監査役 児島 政明、監査役 真田 佳幸は平成13年5月24日に就任いたしましたので、第27期営 業年度中の3月1日より就任までの取締役の職務の執行の監査については、他の監査役から詳細に 報告を聞き、重要な書類を閲覧して調査を行いました。

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 1,075,622個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第27期利益処分案承認の件

当期の利益処分案につきましては、添付書類17頁に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、株主資本利益率と配当性向を勘案し、業績に応じて実施することとし、1株につき21円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金20円を加えました通期の配当金は1株につき41円と、前期に比べ6円の増配となります。

第2号議案 自己株式取得の件

資本戦略の柔軟性を確保することを目的に、商法第210条の規定に基づき、次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式700万株、取得価額の総額280億円を限度として取得することといたしたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - ① フランチャイズ事業におけるサービスの拡大及び事業目的をより明確にするため、第2条 (目的)に「公共料金等の収納代行業及び集金代行業」「クレジットカード業」「各種情報流通システムのコンサルティング業」「現金自動預入支払機の導入、設置及びそれらに係る事務委任業務」を追加するものであります。
 - ② 旧「株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律」(平成9年法律第55号)及び定款の規定により、平成13年8月10日付で7,300,000株消却いたしましたので現行定款第5条(発行する株式の総数)において株式数の変更を行うものであります。
 - ③ 「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)が平成13年10月1日に施行され、額面株式の廃止、単元株制度の導入、株式消却特例法の廃止などに伴い、現行定款第6条(株式の消却)、第8条(額面株式1株の金額)を削除するとともに第5条(発行する株式の総数)、第9条(1単位の株式数)、第10条(名義書換代理人)、第18条(取締役の選任)、第24条(監査役の選任)において所要の変更を行うものであります。
 - ④ 「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)が平成14年4月1日に施行され、新株予約権の導入、株式関係書類の電子化などに伴い、現行定款第7条(新株引受権の特例)、第33条(転換社債の転換時期)を削除するとともに第11条(基準日)、第30条(利益配当)、第31条(中間配当)において所要の変更を行うものであります。
 - ⑤ 執行役員制度の導入に伴い、現行定款に第6章執行役員を追加し第26条(執行役員)の規定を新設するものであります。併せて、現行定款第14条(株主総会の議長)、第20条(代表取締役及び役付取締役)において所要の変更、第17条(取締役の数)の員数を削減するものであります。
 - ⑥ 新株予約権につき名義書換代理人を置いて、新株予約権原簿の備え置き、新株予約権の名 義書換等の新株予約権に関する事務を取り扱わせるため、現行定款第10条(名義書換代理 人)、第12条(株式取扱規則)において所要の変更を行うものであります。
 - ⑦ 上記の変更に伴い、章数及び条数等の調整を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

	(変更箇所は下線の部分であります。)
現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.
)(省略) 12.	5 (現行どおり) 12.
12. (新設) 13.	12. <u>13.</u> 公共料金等の収納代行業及び集金代行業 14.
(省略)	<u>(</u> 現行どおり)
<u>18.</u> <u>19.</u> 融資及び融資の斡旋に関する業	<u>19.</u> <u>20.</u> 融資及び融資の斡旋に関する業 <u>並びにクレジ</u> ットカード業
<u>20.</u> 5 (省略) 22.	<u>21.</u> ∫ (現行どおり) <u>23.</u>
(新設) (新設)	24. 各種情報流通システムのコンサルティング業 25. 現金自動預入支払機の導入、設置及びそれら
<u>23.</u> (省略) <u>24.</u> (省略)	<u>に係る事務委任業務</u> <u>26.</u> (現行どおり) <u>27.</u> (現行どおり)
(発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は419,600,000株	(発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は412,300,000株
とし、その株式は、すべて額面株式とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を滅ずる。	まる米 当会社の発行する株式の総数は <u>412,300,000株</u> <u>とする。</u> ただし、株式の消却が行われた場合に は、これに相当する株式数を減ずる。
(株式の消却)	(dalle)
第6条 当会社は平成13年5月25日以降、取締役会の決議により9,000,000株を限度として、利益をもって自己株式を買い受けて消却することができる。	(削除)
(新株引受権の特例) 第7条 当会社は、取締役又は使用人に商法280条/19 の規定による新株引受権を付与することができ	(削除)
<u>る。</u> (額面株式 1 株の金額) 第8条 当会社の発行する額面株式 1 株の金額は、50円	(削除)
<u>とする。</u> (<u>1 単位</u> の株式数) 第 <u>9</u> 条 当会社の <u>1 単位</u> の株式数は、100株とする。 (新設)	(1単元の株式数 <u>及び単元未満株券の不発行</u>) 第 <u>6</u> 条 当会社の <u>1単元</u> の株式数は、100株とする。 ② 当会社は、1単元の株式数に満たない株式(<u>以</u> 下「単元未満株式」という。)の数を表示した株券
	<u>を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めると</u> ころについてはこの限りでない。

現 行 定 款

(名義書換代理人)

第10条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。

- ② 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締 役会の決議によって選定する。
- ③ 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義買換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単位未満株式の買取請求の取扱い等、株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎決算期日現在の最終の株主名簿に 記載されている株主(実質株主を含む。以下同 じ。)をもって、その期の定時株主総会において 株主の権利を行使することのできる株主とする。 なお、前記の他必要あるときは、取締役会の決 議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の 最終の株主名簿に記載されている株主又は登録質 権者をもって、その権利を行使することのできる 株主又は質権者とする。

(株式取扱規則)

第<u>12</u>条 当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、<u>そ</u> <u>の他株式</u>に関する取扱い及び手数料等は、取締役 会で定める株式取扱規則による。

第13条 (省略)

(株主総会の議長)

第<u>14</u>条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

第15条 (省略)

(議決権の代理行使)

第<u>16</u>条 株主がその議決権の行使を委任することができる代理人は、当会社の議決権を有する他の株主とする。ただし、<u>代理人</u>は代理権を証する書面を株主総会毎に会社に差し出さなければならない。

(取締役の数)

第<u>17</u>条 当会社の取締役は3名以上<u>20名以内</u>とする。 (取締役の選任)

第<u>18</u>条 取締役は、株主総会で選任し、その決議には、 発行済株式総数のうち議決権のある株式数の<u>3分</u> <u>の1以上に当たる株式を有する株主</u>の出席を必要 とする。

② (省略)

第19条 (省略)

変 更 案

(名義書換代理人)

- 第<u>7</u>条 当会社は、株式<u>及び新株予約権</u>につき名義書換 代理人を置く。
 - ② 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
 - ③ 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)並びに新株予約権原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式及び新株予約権の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、<u>単元未満株式</u>の買取請求の取扱い等、株式及び新株予約権に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。

(基準日)

第<u>8</u>条 当会社は、毎決算期日現在の最終の株主名簿に <u>記載又は記録</u>されている株主(実質株主を含む。 以下同じ。)をもって、その期の定時株主総会に おいて株主の権利を行使することのできる株主と する。

なお、前記の他必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の最終の株主名簿に<u>記載又は記録</u>されている株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とする。

(株式取扱規則)

第<u>9</u>条 当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、新 株予約権の名義書換、その他株式及び新株予約権 に関する取扱い及び手数料等は、取締役会で定め る株式取扱規則による。

第10条 (現行どおり)

(株主総会の招集及び議長)

第11条 株主総会は、取締役会の決議に基づき招集し、 あらかじめ取締役会が定める取締役が議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取 締役会が定める順序に従って、他の取締役がこれ に当たる。

第<u>12</u>条 (現行どおり)

(議決権の代理行使)

第<u>13</u>条 株主がその議決権の行使を委任することができる代理人は、当会社の議決権を有する他の株主とする。ただし、<u>株主又は代理人</u>は代理権を証する 書面を株主総会毎に会社に差し出さなければならない。

(取締役の数)

第<u>14</u>条 当会社の取締役は3名以上<u>11名以内</u>とする。 (取締役の選任)

第<u>15</u>条 取締役は、株主総会で選任し、その決議には、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>の出 席を必要とする。

② (現行どおり)

第<u>16</u>条 (現行どおり)

現 行 定 款

(代表取締役及び役付取締役)

第<u>20</u>条 取締役会の決議をもって、取締役会長<u>1名、取</u> 締役社長<u>1名並びに最高顧問取締役、取締役副会</u> 長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若 干名を定めることができる。

② 代表取締役は、取締役会の決議をもって前項の取締役中から選任する。

第21条

(省略)

第23条

(監査役の選任)

第<u>24</u>条 監査役は、株主総会で選任し、その決議には、 発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分 <u>の1以上に当たる株式を有する株主</u>の出席を必要 とする。

第<u>25</u>条

(省略)

第28条

(新設)

(新設)

第6章 計 算

第29条 (省略)

(利益配当)

第<u>30</u>条 当会社の利益配当金は、毎決算期日現在の最終 の株主名簿に<u>記載</u>されている株主又は登録質権者 に支払う。

(中間配当)

第31条 当会社は、取締役会の決議により毎年8月31日 現在の最終の株主名簿に<u>記載</u>されている株主又は 登録質権者に対し、中間配当として金銭の分配を 行うことができる。

第32条 (省略)

(転換社債の転換時期)

第33条 転換社債の転換により発行した株式に対する最初の利益配当金の計算については、転換請求がなされた時の属する営業年度の初めに転換があったものとみなす。ただし、本条の規定の適用について中間配当が支払われたときは、これを利益配当金とみなし、9月1日を営業年度の初めとみなす。

変 更 案

第<u>17</u>条 取締役会の決議をもって、<u>代表取締役を選任す</u> る。

(削除)

第18条

_________(現行どおり)

第20条

(監査役の選任)

(代表取締役)

第<u>21</u>条 監査役は、株主総会で選任し、その決議には、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>の出 席を必要とする。

第22条

(現行どおり)

第25条

第6章 執行役員

(執行役員)

第26条 当会社は、取締役会の決議により、執行役員を 置き、当会社の業務執行を委ねることができる。

② 当会社と執行役員の関係は、委任に関する規定 によるものとする。

第7章 計 算

第27条 (現行どおり)

(利益配当)

第<u>28</u>条 当会社の利益配当金は、毎決算期日現在の最終 の株主名簿に<u>記載又は記録</u>されている株主又は登 録質権者に支払う。

(中間配当)

第<u>29</u>条 当会社は、取締役会の決議により毎年8月31日 現在の最終の株主名簿に<u>記載又は記録</u>されている 株主又は登録質権者に対し、中間配当として金銭 の分配を行うことができる。

第30条 (現行どおり)

(削除)

第4号議案 取締役8名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当 社 の 株 式 数
1	藤原 謙 次 (昭和21年9月25日生)	平成6年5月 当社取締役 平成6年6月 当社代表取締役社長 平成11年5月 株式会社ダイエー取締役 平成12年12月 当社代表取締役社長兼商品本部長 平成13年9月 当社代表取締役社長 平成14年1月 当社代表取締役社長執行役員兼営業統括担当(現任)	株 8,100
2	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	昭和56年4月 三菱商事株式会社入社 平成7年6月 株式会社ソデックスコーポレーション代表取締役 平成11年7月 三菱商事株式会社生活産業流通企画部外食事業チームリーダー 平成12年4月 同社ローソンプロジェクト統括室長兼外食事業室 長 平成13年4月 同社コンシューマー事業本部ローソン事業ユニットマネジャー兼外食事業ユニットマネジャー 平成14年3月 当社顧問(現任)	0
3	*** * で # ま 青 木 輝 夫 (昭和19年2月8日生)	昭和41年4月 三菱商事株式会社入社 平成11年4月 同社生活産業グループCEO補佐兼生活産業流通 企画部長 平成12年4月 当社顧問 平成12年5月 当社取締役新規事業本部副本部長 平成13年2月 当社取締役新規事業本部長 平成13年3月 当社常務取締役新規事業本部長 平成14年1月 当社取締役専務執行役員システム・事業開発担当 兼事業開発本部長(現任) (他の会社の代表状況) 株式会社ローソン・イープランニング 代表取締役社長 株式会社イーコンテクスト 代表取締役会長	300

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当 社 の 株 式 数
4	た なへ まい いち 田 邊 栄 一 (昭和28年9月16日生)	昭和53年4月 三菱商事株式会社入社 平成2年8月 同社資本市場部企画チームリーダー 平成9年4月 同社財務部部長代理 平成13年4月 当社経営企画室副室長 平成13年5月 当社取締役経営企画室副室長 平成14年1月 当社取締役常務執行役員経企・財務・経理副担当兼財務企画室長 平成14年3月 当社取締役常務執行役員経企・財務・経理担当兼経営企画室長(現任)	株 100
5	* 中 島 純 也 (昭和26年12月10日生)	昭和49年4月 株式会社ダイエー入社 平成元年9月 同社採用教育部長 平成6年1月 同社社長室副室長 平成10年11月 同社業務室長 平成11年2月 同社執行役員業務室長 平成13年2月 当社入社 平成13年4月 当社経営企画室副室長 平成14年1月 当社常務執行役員ヒューマンリソース・CS推進担当兼ヒューマンリソース室長 平成14年5月 当社常務執行役員ヒューマンリソース・CS推進担当兼広報・秘書室長(現任)	0
6	^た 坂 広 志 田 坂 広 志 (昭和26年4月17日生)	平成2年3月 株式会社日本総合研究所入社 平成8年6月 同社取締役 平成12年3月 ソフトバンク・インベストメント株式会社取締役(現任) 平成12年4月 株式会社日本総合研究所フェロー(現任) 平成12年5月 当社取締役(現任) 平成12年6月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社取締役(現任) 平成13年3月 ゴメス株式会社取締役(現任) 平成13年4月 多摩大学・大学院教授(現任) 平成13年6月 株式会社エンバイオテック・ラボラトリーズ監査役(現任) (他の会社の代表状況) 株式会社ソフィアバンク 株式会社ソフィアバンク 代表取締役社長	0
7	* 奥 谷 禮 子 (昭和25年4月3日生)	昭和57年3月 株式会社ザ・アール 代表取締役社長(現任) 昭和61年7月 株式会社ウイル 代表取締役社長 平成12年5月 有限会社アールアンドアール 代表取締役(現任)	0

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当 社 の 株 式 数
8	* 小 島 順 彦 (昭和16年10月15日生)	昭和40年5月 三菱商事株式会社入社 平成7年6月 同社取締役社長室会事務局部長 平成8年2月 同社取締役業務担当取締役兼業務総括部長 平成9年4月 同社常務取締役職能担当役員兼業務部長 平成10年4月 同社常務取締役職能総括担当役員(部門A) 平成11年4月 同社常務取締役業務・開発総括兼金融サービス本 部長 平成12年4月 同社常務取締役新機能事業グループCEO 平成13年4月 同社取締役副社長新機能事業グループCEO (現任)	44

- (注) 1. 上記の候補者のうち、田坂広志、奥谷禮子及び小島順彦の各氏は、商法第188条第2項7号/2に定める 社外取締役の要件を満たしております。
 - 2. *印は、新任の取締役候補者であります。
 - 3. 候補者 青木輝夫氏が代表取締役を兼務する株式会社イーコンテクストと当社との間には、収納代行、配送代行及び引渡し業務の受託及び委託の関係があります。
 - 4. 候補者 青木輝夫氏が代表取締役を兼務する株式会社ローソン・イープランニングと当社との間には、 e ビジネスを主体とした新規事業のコンサルティング業務の受託及び委託の関係があります。
 - 5. 候補者 田坂広志氏が代表取締役を兼務する株式会社ソフィアバンクと当社との間には、異業種協業による商品事業開発に係る関係があります。
 - 6. 候補者 小島順彦氏が代表取締役を兼務する三菱商事株式会社と当社との間には、包括的な業務提携契約に基づく物流、商品開発、店舗開発等の広範囲な業務提携関係があります。
 - 7. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 鈴木貞夫氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況		所有する 当 社 の 株 式 数
	昭和31年4月 株式	会社丸物入社	株
	昭和48年6月 株式	会社テー・ブィ・ビー入社	
	昭和51年10月 株式	会社テー・ブィ・ビー・サンチェーン代表取	
かった。 また また また	締役	社長	1,300
(昭和9年1月3日生)	平成元年3月 当社	代表取締役副社長	
	平成6年5月 当社	取締役相談役	
	平成7年5月 当社	相談役	
	平成11年5月 当社	常勤監査役(現任)	

- (注) 1. 本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
 - 2. 上記の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第6号議案 当社の取締役、執行役員及び管理職の地位にある使用人に対し、ストックオプションと して新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社取締役、執行役員及び管理職の地位にある使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについてご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆さまの利益を重視した業務展開を図ることを目的とし、3.の要領に記載のとおり、当社取締役、執行役員及び管理職の地位にある使用人に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社取締役、執行役員及び管理職の地位にある使用人の合計680名に対し、新株予約権4,000個を割当てるものとする。

- 3. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 400,000株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

4,000個 (新株予約権1個につき100株。ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、 同様の調整を行う。)

- (3) 新株予約権の発行価額 無償で発行するものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げる)とする。

ただし、当該金額が新株予約権の発行日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引 の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値 とする。

なお、株式分割及び時価を下回る価額で新株を発行するとき(時価発行として行う公募増資、 新株予約権及び新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により発行価 額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

> 既発行株式数+ 新規発行株式数×1株当たり払込金額 分割・新株発行前の株価

調整後行使価額=調整前行使価額× 既発行株式数+分割・新規発行による増加株式数

(5) 新株予約権を行使することができる期間 平成14年12月1日から平成19年5月31日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、執行役員 又は使用人の何れかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結している 場合に限る。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の相続は認めない。
- ③ 新株予約権者は、当社普通株式の東京証券取引所における株価が(4)に定めた価額を10%以上上回っている場合に限り当社に対して権利行使の申し込みを行うことができる。
- ④ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- ⑤ その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象の取締役、 執行役員及び使用人との間で締結する「新株予約権申込証兼新株予約権付与契約」に定め るところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記①~④の条 件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。

(7) 新株予約権の消却

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本件新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 本件新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が(6)①に定める条件を満たさない状態となり権利を喪失した場合及び(6)②の場合にはその新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。
- (8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます和田耕次氏並びに平成13年12月31日付をもって取締役を辞任された松岡康雄、関口 孝、遠藤隆夫、髙山 誠、長谷川 進、山川健次、山﨑勝彦、清田 滋、奥田一郎、小島孝雄、谷 俊司、篠崎良夫、二井義光、落合 勇の各氏及び平成14年3月31日付をもって取締役を辞任された針谷吉典氏のそれぞれに対し、在任中の功労に報いるため、総額472,720,000円の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、各氏に対する具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

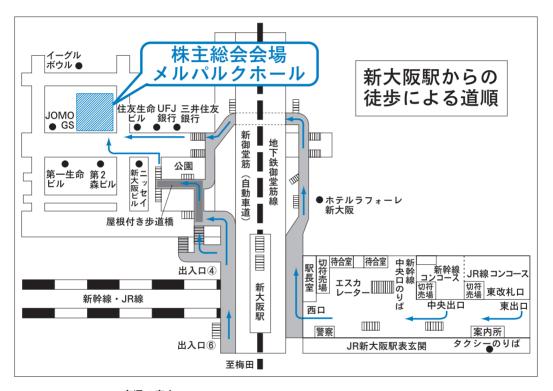
	氏	名			略	歴
和	田	耕	次	平成12年 5 月 平成13年 3 月 平成14年 1 月	当社専務取締役 当社代表取締役副社長 当社代表取締役会長(現任)	
松	岡	康	雄	昭和56年4月 平成元年3月 平成6年6月 平成13年12月	当社取締役 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長 辞任	

	氏	名			略	歴
関	П		孝	昭和56年4月 昭和60年4月 平成3年3月 平成13年12月	当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 辞任	
遠	藤	隆	夫	平成3年3月 平成5年4月 平成13年12月	当社常務取締役 当社専務取締役 辞任	
髙	山		誠	平成6年10月 平成13年12月	当社常務取締役 辞任	
長	谷 川		進	平成13年 5 月 平成13年12月	当社常務取締役 辞任	
山	Щ	健	次	平成8年2月 平成13年12月	当社取締役 辞任	
山	﨑	勝	彦	平成7年5月 平成13年12月	当社取締役 辞任	
清	田		滋	昭和62年 5 月 平成13年12月	当社取締役 辞任	
奥	田	<u> </u>	郎	平成6年10月 平成13年12月	当社取締役 辞任	
小	島	孝	雄	平成7年5月 平成13年12月	当社取締役 辞任	
谷		俊	司	平成10年 5 月 平成13年12月	当社取締役 辞任	
篠	崎	良	夫	平成10年 5 月 平成13年12月	当社取締役 辞任	
=	井	義	光	平成13年 5 月 平成13年12月	当社取締役 辞任	
落	合		勇	平成11年3月 平成13年12月	当社取締役 辞任	
針	谷	吉	典	平成元年3月 平成14年1月 平成14年3月	当社常務取締役 当社取締役 辞任	

以上

株主総会会場ご案内図

メルパルクホール(大阪郵便貯金ホール) 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目2番1号



交通ご案内

◎地下鉄御堂筋線ご利用の場合

地下鉄新大阪駅、4番出入口を出て、屋根付き歩道橋渡る(徒歩6分)。

◎新幹線・JR線ご利用の場合

西口を出て右折、歩道橋渡る(徒歩6分)。

6番出入口(ハイウェイバス乗り場)を出て左へ、屋根付き歩道橋渡る(徒歩6分)。

●お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。